

「横浜型企業誘致・産業立地促進計画」の変更申請をしました

平成21年1月30日、国に対し「横浜型企業誘致・産業立地促進計画」の変更申請(第12次申請)を行いました。

「横浜型企業誘致・産業立地促進計画」では、これまで「公有地の拡大の推進に関する法律(公拡法)による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大」を活用していますが、今回、新たに、外国人研究者の在留に係る支援措置が追加されたため、計画に支援措置を追加します。

1 計画概要

(1) 目的

国の支援措置を活用して企業誘致を推進するとともに、企業立地促進条例等を活用した本市独自の取組みを推進し、横浜経済の活性化を図ります。

(2) 区域

市内全域

(3) 変更を申請する支援措置

「外国人研究者等に対する入国申請手続きに係る優先処理事業(B0502)」(法務省)

(4) 変更の内容

○外国人情報処理技術者受入れ機関の追加

(5) 追加する支援措置の対象機関

○株式会社アクセル・ソリューションズ・ジャパン

【本市の地域再生の取組み】

地域再生制度は、地域経済の活性化と地域雇用の創造を、地域の視点から積極的かつ総合的に推進するため、平成15年10月に内閣に設置された「地域再生本部」によって創設され、本市でも平成16年6月に「文化芸術創造都市づくり計画」、平成18年11月に「横浜型企業誘致・産業立地促進計画」の認定を受けています。

2 問合せ先

○「横浜型企業誘致・産業立地促進計画」について：経済観光局産業立地調整課 tel: 671-2037

○横浜市の地域再生計画について：共創推進事業本部共創推進課 tel: 671-4396